

目 次

【地域防災計画～震災対策編】

第1章	総則.....	1
第1節	計画の方針.....	1
第1	計画の目的.....	1
第2	計画の位置付け.....	1
第3	計画の構成及び内容.....	1
第4	計画の修正.....	1
第5	細部計画の策定.....	1
第6	計画の習熟.....	1
第2節	本市の概況.....	2
第1	自然条件等.....	2
第2	既往の地震等.....	2
第3	地震災害からみた地域特性.....	3
第3節	地震被害想定.....	4
第1	「地震被害想定調査」の見直し.....	4
第2	「平成 25 年度広島市地震被害想定」の結果一覧.....	6
第3	被害想定結果.....	7
第4	中央防災会議防災対策推進検討会「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」による調査・検討.....	29
第5	想定地震の今後の発生確率.....	30
第2章	震災予防計画.....	36
第1節	方針.....	36
第1	想定する地震及び事業推進.....	36
第2	市民と行政が一体となった取組.....	36
第2節	土地利用の合理的な規制・誘導.....	39
第1	合理的な土地利用の推進.....	39
第2	建築物の不燃化の促進.....	39
第3	開発計画の規制・誘導.....	40
第3節	市街地の整備.....	40
第1	新市街地及び市街化進行地域の整備.....	40
第2	既成市街地の整備.....	40
第4節	道路・公園緑地・河川等の公共施設の整備.....	41
第1	道路・橋梁.....	41
第2	河川.....	41
第3	海岸保全施設.....	42
第4	公園緑地.....	42

第5	農道・水路・ため池等農林業用施設.....	42
第5節	地盤災害による被災の防止.....	42
第1	液状化対策.....	42
第2	地震に伴うがけ崩れ等による建築物等の被災防止対策.....	43
第6節	ライフライン施設等の整備.....	44
第1	上水道施設の整備.....	44
第2	下水道施設の整備.....	45
第3	電力施設の整備.....	46
第4	ガス施設の整備.....	46
第5	通信施設の整備.....	47
第6	ライフライン共同収容施設等の整備.....	47
第7	ライフライン事業者と関連業者等の連携.....	47
第8	廃棄物処理施設の整備.....	47
第9	交通信号機の停電対策.....	47
第7節	建築物等の耐震性の向上.....	48
第1	建築物等の耐震性の向上.....	48
第2	付属設備等の改修促進.....	48
第3	建築物の防災性能の向上.....	49
第8節	情報の収集・連絡体制の整備.....	49
第1	情報の収集.....	49
第2	通信手段の確保.....	50
第3	被災者等への的確な情報伝達.....	50
第9節	災害応急体制の整備.....	50
第1	職員参集体制の整備等.....	50
第2	職員の防災研修の実施.....	50
第3	消防団の充実強化.....	51
第4	応急復旧体制・資機材の整備等.....	52
第5	罹災証明書交付体制の整備.....	52
第6	防災拠点施設等の機能確保.....	52
第7	防災関係機関相互の連携体制の確保.....	54
第8	緊急輸送体制の整備.....	55
第10節	救助・救急及び消火活動体制の整備.....	60
第1	救助・救急活動体制の整備.....	60
第2	消火活動体制の整備.....	61
第11節	医療救護体制の整備.....	61
第1	医療品等医療資機材の備蓄.....	61
第2	医薬品の調達体制の確立.....	62
第3	情報連絡網等の整備.....	62
第12節	保健衛生・遺体の火葬体制の整備.....	62
第1	保健衛生活動.....	62

第2	遺体の火葬体制の確立.....	62
第13節	廃棄物・土砂の処理体制の整備.....	62
第1	災害廃棄物処理計画の策定.....	62
第2	ごみ及びし尿の処理体制の整備.....	62
第3	災害廃棄物及び土砂の処理体制の整備.....	63
第14節	避難体制の整備.....	64
第1	避難システムと避難場所等の定義.....	64
第2	指定緊急避難場所（大火）の整備.....	64
第3	避難場所等の防災機能の強化.....	64
第4	多様な避難所の確保.....	66
第5	避難路の整備.....	66
第6	指定緊急避難場所等の周知.....	68
第7	指定避難所の運営体制の確立.....	68
第8	救援物資の備蓄・調達体制の整備.....	68
第15節	災害復旧・復興体制への備え.....	69
第1	各種データの整備保全.....	69
第2	被災者等の生活支援の確立.....	69
第3	復興対策の検討・研究.....	70
第16節	要配慮者に係る災害の予防対策.....	70
第1	要配慮者の現況.....	70
第2	要配慮者に係る災害の予防対策.....	70
第3	避難行動要支援者に係る支援体制.....	71
第17節	防災まちづくり.....	74
第1	防災まちづくりの概要.....	74
第2	防災まちづくりのステップ.....	74
第18節	防災知識の普及.....	74
第1	災害危険に関する情報提供.....	75
第2	市民に対する防災広報.....	75
第3	学校における防災教育.....	75
第19節	自主防災体制の整備・防災訓練の実施.....	76
第1	自主防災組織の実践活動の促進.....	76
第2	防災訓練の実施・指導.....	77
第3	防災知識の普及・防災訓練における要配慮者への配慮.....	78
第4	火災防止対策の推進.....	78
第5	自主防犯組織の育成強化.....	78
第20節	防災まちづくりの実践.....	79
第1	防災まちづくり活動の促進.....	79
第2	防災まちづくり事業の推進.....	79
第21節	企業防災活動の促進.....	79
第1	企業の果たすべき役割と責任.....	79

第2	企業の自衛消防活動の促進.....	80
第3	事業継続計画の策定・運用の促進.....	80
第22節	災害ボランティア活動の環境整備.....	81
第1	広島市災害ボランティア活動連絡調整会議の設置.....	81
第2	広島県社会福祉協議会との連携.....	81
第3	災害ボランティアの受入体制.....	81
第4	災害ボランティアの安全確保.....	81
第5	災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供等.....	82
第6	専門ボランティアの登録制度及びNPO・ボランティア団体の情報把握.....	82
第7	ボランティア保険制度.....	82
第23節	災害教訓の伝承.....	82
第24節	帰宅困難者対策.....	82
第25節	安否確認対策.....	83
第26節	広域的な受援体制の整備.....	83
第27節	業務継続計画の策定.....	83
第28節	震災に関する調査研究.....	83
第3章	震災応急対策.....	85
第1節	方針.....	85
第2節	災害応急組織の編成・運用.....	85
第1	本市の災害応急組織.....	85
第2	注意体制.....	86
第3	警戒体制.....	86
第4	災害警戒本部.....	87
第5	災害対策本部.....	91
第6	災害対策本部設置前及び廃止後の対応.....	95
第7	職員の動員.....	113
第8	本部及び区本部間の相互応援.....	116
第3節	情報の収集及び伝達.....	118
第1	情報の収集・伝達体制.....	118
第2	津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達.....	123
第3	津波に関する水防警報.....	127
第4	災害情報の収集、伝達及び報告.....	129
第4節	災害広報・広聴の実施.....	147
第1	広報活動.....	147
第2	報道機関への情報提供.....	149
第3	広聴活動.....	149
第4	広報・広聴状況の報告.....	149
第5節	避難対策.....	149
第1	避難者の行動と避難場所等の関係.....	149
第2	注意喚起.....	149

第3	高齢者等避難.....	150
第4	避難指示.....	150
第5	避難誘導.....	153
第6	避難路の確保.....	153
第7	指定緊急避難場所等の開設等.....	153
第8	市域外への避難者の受入要請.....	155
第6節	食品・生活必需品の供給等.....	156
第1	救援物資の取得.....	156
第2	救援物資補給輸送拠点（2次拠点）.....	159
第3	炊き出しその他による食品の給与.....	160
第4	被服、寝具その他生活必需品の給与.....	160
第7節	給水及び上水道施設応急対策.....	161
第1	実施責任者.....	161
第2	応急活動の方針.....	162
第3	組織及び体制.....	162
第4	被害状況の把握.....	163
第5	水質の保持.....	163
第6	給水対策.....	163
第7	施設の応急対策.....	164
第8	広報対策.....	166
第8節	停電応急対策.....	167
第1	停電状況等の情報収集及び伝達.....	167
第2	公共施設の機能確保.....	167
第3	応急給水活動.....	167
第4	交通輸送機能の確保.....	167
第5	通信機能の確保.....	168
第6	医療機関の機能確保.....	168
第7	要配慮者対策.....	168
第8	衛生対策.....	168
第9	廃棄物・土砂の処理対策.....	168
第10	文教対策.....	169
第11	消防・救急救助体制の強化.....	169
第12	食料品・生活関連用品の確保.....	169
第13	支援協力の実施.....	169
第14	広報・広聴活動.....	169
第9節	消防活動対策.....	169
第1	活動方針.....	169
第2	初動体制の確立.....	170
第3	情報の収集・伝達.....	170
第4	消防部隊の運用.....	171

第5	無線通信.....	171
第6	消防活動.....	172
第7	避難誘導.....	176
第8	応援隊との連携.....	176
第9	被害調査.....	176
第10	火災調査.....	176
第11	消防団の活動.....	176
第12	惨事ストレス対策.....	177
第10節	水防活動対策.....	177
第1	確保すべき体制.....	177
第2	水防活動.....	177
第3	応援要請.....	178
第11節	救難対策.....	178
第1	被災者の救出.....	178
第2	安否不明者への対応.....	178
第3	水難救助の措置.....	178
第12節	医療・救護対策.....	179
第1	医療救護対策部の設置.....	179
第2	医療機関の被災状況についての情報収集及び情報提供.....	179
第3	医療救護班の編成及び活動.....	179
第4	災害拠点病院.....	182
第5	DMA Tの派遣要請及び活動支援.....	182
第6	DHEATの派遣要請及び活動支援.....	182
第7	DPATの派遣要請及び活動支援.....	183
第8	こども支援チームの派遣要請及び活動支援.....	183
第9	DWATの派遣要請及び活動支援.....	183
第10	医療機関等への応援要請.....	183
第13節	保健衛生対策.....	185
第1	保健衛生対策部の設置.....	185
第2	被災者の健康管理.....	185
第3	被災地域の生活衛生指導.....	186
第4	特定動物の監視.....	187
第5	愛護動物の保護管理.....	188
第14節	遺体の搜索・収容及び火葬等対策.....	188
第1	遺体の搜索.....	188
第2	遺体安置所の開設・管理運営.....	188
第3	遺体の検案.....	189
第4	遺体の搬送.....	189
第5	遺体の火葬.....	189
第15節	廃棄物・土砂の処理対策.....	190

第 1	特別清掃対策部の設置.....	190
第 2	ごみ及びし尿の処理対策.....	190
第 3	災害廃棄物及び土砂の処理対策.....	192
第 4	有害物質の飛散等防止対策.....	193
第 1 6 節	下水道施設応急対策.....	193
第 1	下水道対策部の設置.....	193
第 2	施設の応急対策.....	193
第 3	下水の樋門の操作.....	194
第 1 7 節	輸送対策.....	195
第 1	緊急輸送の対象範囲.....	195
第 2	緊急輸送車両等の確保等.....	195
第 3	緊急通行車両等の確認手続き.....	196
第 4	船舶による輸送.....	200
第 5	航空機による輸送.....	200
第 6	輸送拠点の開設等.....	200
第 7	緊急輸送道路の確保.....	200
第 1 8 節	警備対策.....	203
第 1	警備対策.....	203
第 2	交通規制・交通確保対策.....	203
第 1 9 節	住宅等応急対策.....	206
第 1	応急仮設住宅の調達・供給体制の整備.....	206
第 2	応急仮設住宅の建設.....	206
第 3	応急仮設住宅等の供与.....	207
第 4	住宅の応急修理.....	208
第 5	被災建築物に関する指導・相談.....	208
第 6	被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定.....	208
第 2 0 節	公共施設等応急対策.....	209
第 1	応急復旧優先度.....	209
第 2	市民への広報等.....	209
第 2 1 節	文教対策.....	210
第 1	文教対策部の設置.....	210
第 2	学校教育における応急対策.....	210
第 3	社会教育における応急対策.....	212
第 2 2 節	応急公用負担.....	213
第 1	公用負担命令権限の委任.....	213
第 2	公用負担命令の行使.....	213
第 3	応急措置の実施.....	213
第 2 3 節	災害時における要配慮者等への避難支援等.....	215
第 1	要配慮者の安否確認と要望の把握.....	215
第 2	緊急援護の実施.....	218

第24節	災害救助法の適用等.....	219
第1	災害救助法による応急救助.....	219
第2	小規模災害時の応急救助.....	221
第25節	応援要請及び協力要請.....	222
第1	公共的団体等への協力要請.....	222
第2	広島市災害応急対策に係る協力事業者への応援要請.....	230
第3	指定行政機関及び指定公共機関への協力要請.....	230
第4	他の地方自治体等応援職員の受援（人的受援）.....	231
第5	自衛隊への災害派遣要請.....	232
第6	緊急消防援助隊への応援等要請.....	235
第26節	災害ボランティアの受入.....	236
第1	市（区）災害ボランティア本部（センター）の設置.....	236
第2	広島県被災者生活サポートボランティアセンターとの連携.....	236
第3	受付窓口の設置.....	236
第4	災害ボランティアの活動拠点及び資機材の提供.....	237
第5	海外からの支援の受入.....	237
第27節	区の応急対策.....	237
第1	活動方針.....	237
第2	活動体制.....	237
第3	被害情報の収集・連絡.....	237
第4	災害広報・広聴.....	237
第5	避難対策.....	239
第6	応急救助活動.....	240
第7	応急復旧活動.....	241
第8	緊急輸送.....	242
第9	応援要請.....	242
第10	区応急対策実施計画の策定.....	242
第4章	津波災害対策.....	243
第1節	想定される津波及び被害の想定.....	243
第1	想定される津波.....	243
第2	津波による被害想定.....	247
第2節	津波に強いまちづくり.....	249
第1	総合的な津波災害対策のための基本的な考え方.....	249
第2	津波に強いまちづくり.....	249
第3節	津波災害の予防対策.....	250
第1	津波に対する防災意識の啓発等.....	250
第2	津波に対する避難訓練の実施.....	251
第3	津波からの避難.....	251
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画.....	254
第1節	目的.....	254

第2節	南海トラフ地震の概要.....	254
第1	地震の概要.....	254
第2	今後の地震発生確率.....	254
第3	想定結果.....	254
第3節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する計画.....	259
第1	地震防災緊急事業五箇年計画に計上している事業.....	259
第2	浸水時緊急退避施設の指定状況.....	259
第4節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画.....	260
第1	津波からの防護のための施設の整備等.....	260
第2	水防業務従事者等の安全確保対策.....	260
第3	港湾、漁港の船舶対策.....	260
第4	津波に関する情報の伝達等.....	261
第5	津波避難対策.....	262
第6	消防活動及び水防活動.....	263
第7	ライフライン事業者及び放送機関の対応.....	263
第8	交通対策.....	266
第9	市が管理又は運営する施設関係.....	267
第5節	関係者との連携協力の確保に関する計画.....	268
第1	他の地方自治体等応援職員受援（人的受援）への対応.....	268
第2	自衛隊への災害派遣要請.....	268
第3	緊急消防援助隊への出動要請.....	268
第4	救援物資の備蓄・調達体制の整備.....	268
第5	帰宅困難者対策.....	268
第6節	防災訓練に関する計画.....	268
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	268
第1	市職員に対する教育.....	268
第2	住民等に対する教育・広報.....	269
第3	児童、生徒等に対する教育.....	269
第8節	南海トラフ地震臨時情報発表時における円滑な避難の確保等に関する計画....	269
第1	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	269
第2	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	269
第3	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置.....	271